主 文

本件上告を棄却する。

理 由

一 弁護人北尻得五郎、同松本晶行の上告趣意第一点について。

道路交通法――九条一項一〇号が憲法三八条一項に違反するものでないとした原 判決の判断は、原判決の引用する当裁判所昭和三七年五月二日大法廷判決(刑集一 六巻五号四九五頁)の趣旨に照らして相当であるから、所論は、理由がない。

二 同第二点について。

所論は、憲法三一条違反をいうが、その実質は、単なる法令違反の主張であつて、 刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない(道路交通法一一九条一項一〇号の罪の成立に必要な事実の認識は、必ずしも確定的な認識であることを要せず、未必的な認識でも足りると解すべきである。当裁判所昭和四〇年一〇月二七日大法廷判決・刑集一九巻七号七七三頁参照。)。

三 同第三点について。

所論は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。な お、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 昭和四五年七月二八日

最高裁判所第三小法廷

雄	正	本	松	裁判長裁判官
郎	=	中	田	裁判官
郎	Ξ	村	下	裁判官
美	義	村	飯	裁判官
郷	小	根	関	裁判官